

2026年9月28日

〔第2.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人京都橘学園
法 人 代 表 者	理事長 片山傳生
担 当 部 署	総務部ガバナンス事務室
お 問 合 せ 先	075-571-1111

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

1. 担当部署による遵守状況報告書の作成（実施項目の確認）
2. 監事による遵守状況報告書の確認
3. 理事会での遵守状況報告書の確認
4. 日本私立大学連盟への報告、ステークホルダーへの公表

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則1－1のとおり、建学の精神及び教学理念に基づき、中期計画を策定し、社会に教育研究目的を明示している。 遵守原則1－2のとおり、自主性・独立性を確保し、自律的に学校法人を運営するために各理事の業務執行と監督の役割を明確にしている。

遵守原則1－1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	コードの記載通りの方策によって遵守している 現在進行中の中期事業計画「京都橘学園 第3次マスタープラン」は、財務シミュレーションを実施し、各種施策を設定の上、評議員会及び理事会において最終決定している。その後、中期事業計画を広く社会に公開し、ステークホルダーに対し理解を得られるようにしている。 マスタープランの進捗状況については、毎年定期的に確認し、理事会及び評議員会に報告するとともに、学内の会議及び報告会などを通じて、教職員に説明、周知している。 これらの取組により、遵守原則1－1を遵守している。

遵守原則 1－2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>「学校法人京都橘学園寄附行為」、「学校法人京都橘学園寄附行為細則」、「学校法人京都橘学園監事監査規程」及び「内部統制システム整備の基本方針」等に基づき、各理事が担う業務執行と監督の役割を明確にしている。</p> <p>また、理事、評議員及び監事の定数・構成を工夫し、議案資料を事前配布し、十分な審議時間を確保することにより、建設的な協働や相互牽制が有効に機能するよう仕組みを構築している。</p> <p>業務の適正を確保するため、コンプライアンスの推進に関する基本事項を定め、法人の健全な発展と社会的信頼の維持・向上に資するために、「京都橘学園コンプライアンス推進規程」を制定し、総務部に法務・コンプライアンス室を設置し、全教職員対象にコンプライアンス研修を実施している。</p> <p>これらの取組により、遵守原則 1－2 を遵守している。</p>

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則 2－1 及び 2－2 のとおり、多様な人材を育成し、教育研究活動とその成果を通じ、社会や地域に貢献し、公共性を確保している。

遵守原則 2－1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>中長期計画を策定する「マスタープラン委員会」を設置し、2023年度に開始した第3次マスタープラン（中期事業計画）を学内外に発信し、学園の理念や実績を引き継ぎつつ、「学びで世界を変える」を合言葉に、これからの時代を生きる人々の可能性を広げるとともに、よりよい社会の実現へ寄与する人材育成に取り組んでいる。</p> <p>中期的な戦略目標は、情報教育研究及び遠隔教育の充実、医工連携強化、教育創造の3つを掲げている。目標を達成するために、財務計画を提示し、具体的な実行項目を策定の上、推進を支援するとともに進捗状況の定期的な点検などを行っている。</p> <p>加えて、内部質保証推進委員会において、自己点検・評価に基づき、教育研究活動等の改善・充実を継続的に行う「内部質保証」を構築することによって、教育研究の質の保証及び向上を推進している。</p> <p>これらの取組により、遵守原則 2－1 を遵守している。</p>

遵守原則 2－2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>社会連携や地域連携を推進する事務組織及びセンターを設置し、公開講座やリカレント教育等の生涯教育を実施している。</p> <p>さらに、地方公共団体、事業所及び大学等と協定を締結し、地域課題の解決に向けた教育研究に取り組んでいる。</p> <p>学内の様々な自主的な取組を全学的な取組として展開し、地域連携活動を行う学生団体を組織の上、その活動の支援及び指導を行っている。</p> <p>これらの取組により、遵守原則 2－2 を遵守している。</p>

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則３－１、３－２及び３－３のとおり、社会からの理解と信頼を得るため、ガバナンス強化に取り組み、教育研究活動及び法人経営について情報を積極的に公開し、信頼性・透明性を確保している。

遵守原則３－１

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>「学校法人京都橘学園寄附行為」及び「学校法人京都橘学園監事監査規程」に基づき、常勤監事を含む監事３人が、監事の職務を遂行している。</p> <p>監事は、監事会を定期的を開催し、情報共有と意思疎通を行い、会計監査人及び内部監査室とも定期的に意見交換を行っている。</p> <p>監事は、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を監事推薦委員会で推薦し、監事の過半数の同意を得て評議員会の決議によって選任している。</p> <p>また、会計監査人は、会計監査人候補者選考委員会で選考を行い、評議員会の決議によって選任し、理事長及び財務担当理事と定期的に意見交換を行っている。</p> <p>これらの取組により、遵守原則３－１を遵守している。</p>

遵守原則 3－2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>「学校法人京都橘学園寄附行為」に理事、監事及び評議員の選任・解任の手続きを定めている。学長の選考手続きは「京都橘大学学長選考規程」に定め、理事長は、推薦委員会の委員長から最終学長候補者の推薦を受け、理事会に諮り、学長予定者として、学長就任の承諾を求める。理事会において学長の任命が決定し理事に選任されると、学長は、寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき大学の教学を総括する常務理事となる。なお、解任の手続きは寄附行為による。</p> <p>「京都橘学園内部統制システム整備の基本方針」に基づき、「京都橘学園コンプライアンス推進規程」、「京都橘学園危機対応規程」、「京都橘学園リスクマネジメント規程」及び「学校法人京都橘学園危機管理初動マニュアル及び事業継続計画（BCP）」を制定した。</p> <p>また、「公益通報者保護および運用管理規程」を定めるとともに外部通報窓口も設置し、公益通報に係る体制を実効的に機能させている。</p> <p>監事監査、会計監査人監査、内部監査の監査と三者の連携により、業務の運用状況の適正、学校法人会計基準への適合などのモニタリングを徹底している。</p> <p>これらの取組により、遵守原則 3－2 を遵守している。</p>

遵守原則 3－3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	「学校法人京都橘学園情報公開規程」において、情報公開をする事項を定め、ホームページ等を通じ積極的に情報公開を行っている。本法人の運営や教育研究等の諸事業の社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現するよう、構成員による自主的な運営と教育研究の質向上に資している。その他、ファクトブックやSNSなどを通じても積極的な情報発信を実施している。これらの取組により、遵守原則 3－3 を遵守している。

基本原則「4．継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則 4－1 のとおり、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行い、教育研究活動の継続性を確保している。 遵守原則 4－2 のとおり、自律的な組織に基づく制度運営、財政基盤の安定化及び経営基盤の強化を図るための施策を実施している。

遵守原則 4 － 1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>ガバナンスが有効に機能するために理事、評議員は学外から多く選出し、評議員会は多様な構成としている。理事会、評議員会の開催前には、資料を送付し、外部理事、監事、及び評議員に説明を行い、十分な審議ができるようにしている。</p> <p>理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、職務理解や知識の向上に努めている。マスタープラン経営・財務報告会の開催や様々な会議資料及び規程等をオンラインで確認できるシステムを構築し、教職員の大学運営への参画意識が高まる環境整備を行っている。</p> <p>ダイバーシティ推進課を設置の上、全ての人の人権を尊重し、その一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できるよう推進している。</p> <p>これらの取組により、遵守原則 4 － 1 を遵守している。</p>

遵守原則 4－2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>財政基盤の安定化を図り、経営基盤を強化するため、「学校法人京都橘学園資産運用規程」及び「学校法人京都橘学園資産運用管理基準」に基づき、効率的な資産運用及び適正な運用管理に努めている。資産運用方針については、理事会で決定し、その運用状況を定期的に理事会で報告している。</p> <p>学生納付金以外の収入を得るため、支援対象別のギフト型寄付事業を実施している。</p> <p>財務状況、経営状況、事業計画及び事業報告について、監事及び会計監査人の監査結果とともに、明瞭にわかりやすく社会に公開している。</p> <p>危機管理体制については、「学校法人京都橘学園危機対応規程」、「学校法人京都橘学園危機管理初動マニュアル及び事業継続計画（BCP）」等を制定し、重要なリスクについては、理事会で審議する。</p> <p>これらの取組により、遵守原則 4－2 を遵守している。</p>

2. 追加事項

- ・ガバナンス事務室の設置：常任理事会、理事会、評議員会の運営のほか、理事や評議員への情報提供を行い、ステークホルダー広報を実施。
- ・中期事業期画の策定過程の開示：プロジェクトを設け、策定段階から現場を巻き込む。全教職員を対象に経営・財務報告会を実施。